令和４年10月６日

郡市区等医師会会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

オンライン服薬指導の実施要領等について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県知事等に対し、「オンライン服薬指導の実施要領について」が発出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対しても了知方依頼がありました。

今回の通知は、新たに薬機法施行規則の一部が改正され、薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所について、薬局内の他、当該薬局における調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所においても行うことができるようになったことを踏まえ、前回通知（令和４年３月31日付け薬生発0331第17号。本会発出は４月20日付け）による取扱いの一部を改め、オンライン服薬指導の実施要領として別添のとおり定められたことの了知を依頼するものです。

併せて、オンライン服薬指導における処方箋の取扱いの事務連絡が改定され、同局総務課及び同省医政局医事課より、事務連絡が発出されており、患者が、オンライン服薬指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ、メール等により処方箋情報を送付すること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267